

# 参考資料

(經濟対策、補正予算案、雇用保険財政)

# 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)

## 第3章 取り組む施策

### I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止

#### 2. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援

##### (2) 生活・暮らしへの支援

〈お困りの方々への支援等〉

(略)

雇用調整助成金の特例措置等は、特に業況が厳しい企業等に配慮しつつ、令和4年3月まで延長する。具体的には、業況特例、地域特例について、3月末まで現行の日額上限・助成率の特例を継続する。その他については、3月末まで現行の助成率の特例を継続しつつ、日額上限は段階的に見直す。

同時に、成長分野等へ労働者が円滑に移動できる環境整備等を図るため、需要減少で人手が過剰な企業から人手不足の企業への在籍型出向を助成金でしっかりと支援するほか、職業訓練と再就職支援を組み合わせ、労働者のスキルアップや労働移動を図る事業の強化を行う。

また、当面の雇用調整助成金等の財源確保及び雇用保険財政の安定を図るため、雇用保険臨時特例法に基づき、一般会計から労働保険特別会計雇用勘定に任意繰入を行う。これを含め、雇用調整助成金等の支給や雇用保険財政の安定のため多額の国庫負担を行っていることも踏まえ、労使の負担感も考慮しつつ、保険料率や雇用情勢及び雇用保険の財政運営状況に応じた国の責任の在り方を含め、令和4年度以降の雇用保険制度の安定的な財政運営の在り方を検討し、次期通常国会に法案を提出する。

⇒ 令和3年度補正予算案に、一般会計から労働保険特別会計雇用勘定への約2.2兆円の繰入れを計上。

# 雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容<sup>(注)</sup>

## 雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

## 休業支援金等

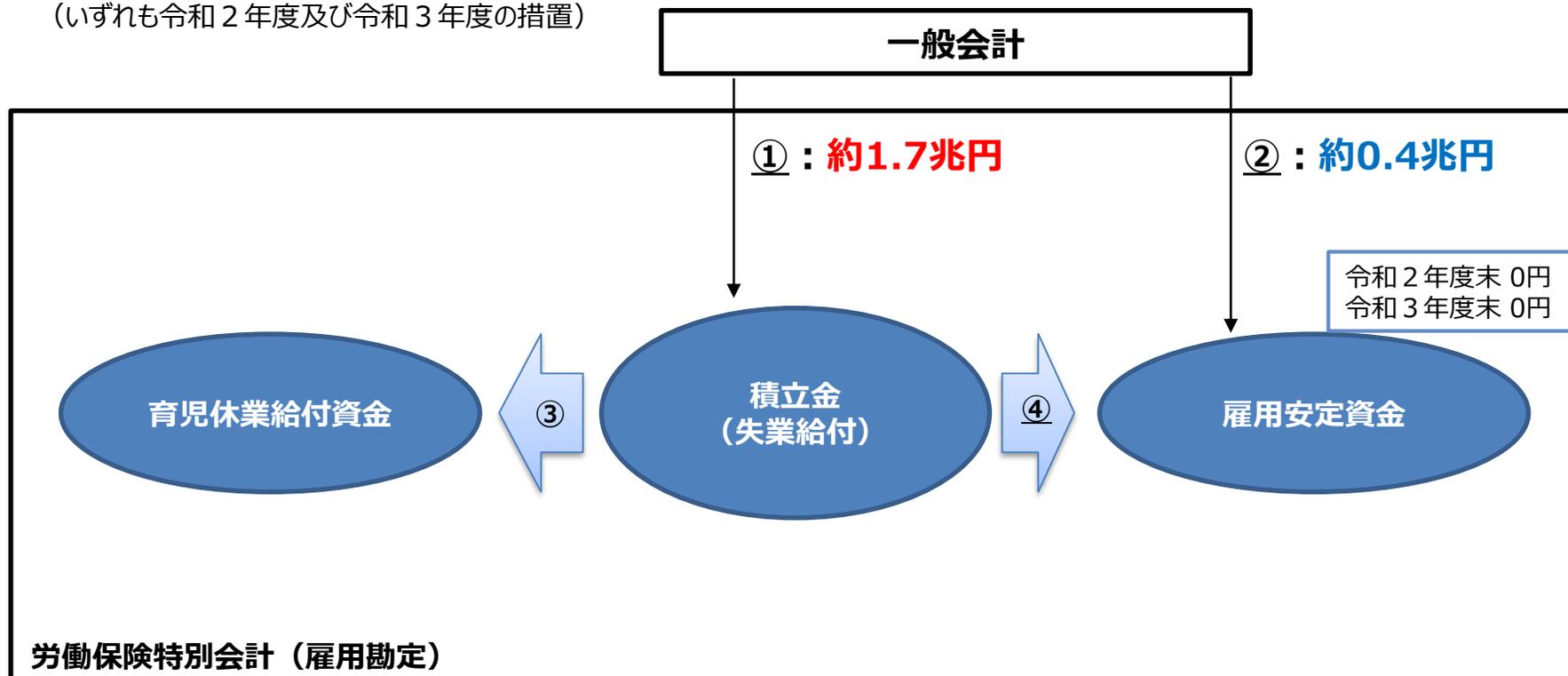
		令和3年 5月～12月	令和4年 1・2月	令和4年 3月
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 1,100円	4/5(9/10) 9,000円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

		令和3年 5月～12月	令和4年 1月～3月
中小企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円 (※6)
	地域特例(※5)	8割 11,000円	8割 11,000円
大企業 (※4)	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円 (※6)
	地域特例(※5)	8割 11,000円	8割 11,000円

- (※1) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」とい)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。 ※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。 ※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。
- (※2) 令和3年12月までは、生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主。令和4年1月～3月は、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前年同期比30%以上減少の全国の事業主。 なお、令和3年12月までに業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その段階で業況を再確認する。
- (※3) 【令和3年12月まで】原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。 【令和4年1月から】原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。
- (※4) 大企業はシフト制労働者等のみ対象。
- (※5) 休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。 なお、上限額については月単位での適用とする。 (例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置 →5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)
- (※6) 雇用保険の基本手当の日額上限(8,265円)との均衡を考慮して設定。  
(注)政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要。

# 令和3年度補正予算案による一般会計からの繰入額の内容

- 雇用保険制度の安定的な財政運営を確保するため、臨時特例法では、以下の措置を講じている。  
(いずれも令和2年度及び令和3年度の措置)



- ① 求職者給付等に要する経費について、経済情勢の変化や雇用勘定の財政状況を踏まえ、一般会計から繰り入れることができる。
- ② 新型コロナ対応休業支援金、雇用調整助成金等に要する費用の一部として、一般会計から繰り入れる。
- ③ 育児休業給付に要する経費を、積立金から借り入れることができる。
- ④ 雇用安定事業に要する経費を、積立金から借り入れることができる。

# 失業等給付関係収支状況

(単位:億円)

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度 収支イメージ(注1)
収入	10,881	11,242	11,386	4,087	2.2兆円
うち 保険料収入	10,587	10,879	11,099	3,809	0.4兆円
うち 失業等給付に係る 国庫負担金	184	208	230	230	<b>1.8兆円</b>
支出	16,402	17,155	18,148	15,180	1.6兆円
うち 失業等給付費	14,988	15,727	16,626	13,826	1.4兆円
差引剰余	▲ 5,521	▲ 5,913	▲ 6,762	▲ 11,094	0.6兆円
雇用安定事業費へ貸し出し	—	—	—	▲13,951	▲1.2兆円
積立金残高 (雇用安定事業費へ貸出累計)	57,545 —	51,632 —	44,871 —	19,826 (13,951)	<b>1.3兆円</b> <b>(2.6兆円)</b>

- (注) 1. 上記表のうち令和2年度までは決算額(翌年度繰越額含む)、令和3年度は補正予算案と勘定内の予算のやりくりも踏まえた年度末の見込額を計上している。  
 2. 令和2年度から育児休業給付にかかる収支を区分している。  
 3. 各年度の積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。  
 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

# 雇用保険二事業関係収支状況

(単位:億円)

	H29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度 収支イメージ <sup>(注1)</sup>
収 入	6,245	5,892	5,735	26,900	3.4兆円 (うち前年度繰越分 0.7兆円)
うち 保険料収入	5,290	5,425	5,546	5,709	0.6兆円
うち 一般会計より受入	—	—	—	6,956	<b>0.8兆円</b>
うち 積立金より受入 (借り入れ)	—	—	—	13,951	1.2兆円
支 出	4,517	4,796	4,725	42,310	3.4兆円
うち雇用調整助成金等	27	20	43	36,782 (うち翌年度繰越 6,687)	2.7兆円 (うち前年度繰越分 0.7兆円)
(雇用調整助成金)	27	20	43	36,374	2.6兆円
うち 上記以外	4,490	4,776	4,682	5,528	0.7兆円
差 引 剰 余	1,729	1,096	1,010	▲ 15,410	0
安 定 資 金 残 高	13,305	14,400	15,410	0	0
(積立金からの借り入れ累計額)	—	—	—	(13,951)	<b>2.6兆円</b>

- (注) 1. 令和3年度は補正予算案と勘定内の予算のやりくりも踏まえた年度末の収支イメージを記載している。令和2年度までは決算値。  
 2. 令和2年度と令和3年度の雇用調整助成金等の支出額において、令和2年度から令和3年度に繰り越して支出する額6,687億円が、それぞれに含まれている。  
 3. 令和元年度までの安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。  
 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。